

家庭用防犯カメラの 設置費用を助成します！

令和8年4月1日(水)から受付開始

(補助金交付決定以後、令和9年3月15日(月)までに完了報告が必要)

先着順での受付となります。
(予算額：100万円、約33台分)

目的	安全で安心なまちづくりの推進を図るため、一般家庭が設置する防犯カメラの設置に対して助成し、市民との協働によって地域防犯力を高めます。
対象者	市内の住宅にお住まいで、市税等の滞納のない市民（世帯主） ※各世帯1回限り
補助対象経費	屋外防犯カメラ設置に係る次の経費 ・機器の購入費。補助対象となるカメラは各世帯1台に限ります。 ・工事費 ・「防犯カメラ作動中」などの表示板の設置に係る費用 ※発生する電気代、保守点検費用などの運用に係る費用は、補助の対象となりません。
補助金額	・補助率：対象経費の1/2以内 ※1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。 ・限度額：30,000円 ※ポイント利用分、値引き分は補助対象経費から除きます。
対象となるカメラ	・設置場所：お住まいの住宅で公道等から容易に見える位置 ※表示板も設置してください。 ・撮影範囲：自己の住宅など必要最小限の範囲（原則、 敷地内のみ ） ・その他：24時間連続撮影が可能で、記録装置又は機能を有するもの ・設置時期：補助金交付決定以後に着手し令和9年3月15日までに設置工事を完了できるもの ※交付決定の前に着手したものについては、対象となりません。
注意事項	適正な運用 ・設置後、5年間は移設、撤去又は撮影範囲の変更はできません。 ・設置に関する苦情等は、設置者（管理者）で解決してください。 ・申請時に防犯カメラの適正な運用に関する誓約書を提出いただきます。 ・適正な運用がなされない場合は、補助金の改善及び返還指示をさせていただきます場合があります。
問合せ先	知多市 総務部 防災危機管理課 電話：0562-36-2638（直通） FAX：0562-32-1010（代表） メール：bousai@city.chita.lg.jp

電子申請はこちら

